

(指定解除を諮問したい文化財)

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
天然記念物 (植物)	由岐貴井神社の ハマセンダン	1樹	海部郡美波町東由岐 字由宇107-7	美波町教育委員会

(参考)

文化財の保護に関する条例 (抜粋)

第三章 県指定有形文化財

(指定)

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

(解除)

第九条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときおよび前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十五条 委員会は、県の区域内に存する記念物(法第百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定史跡、徳島県指定名勝又は徳島県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

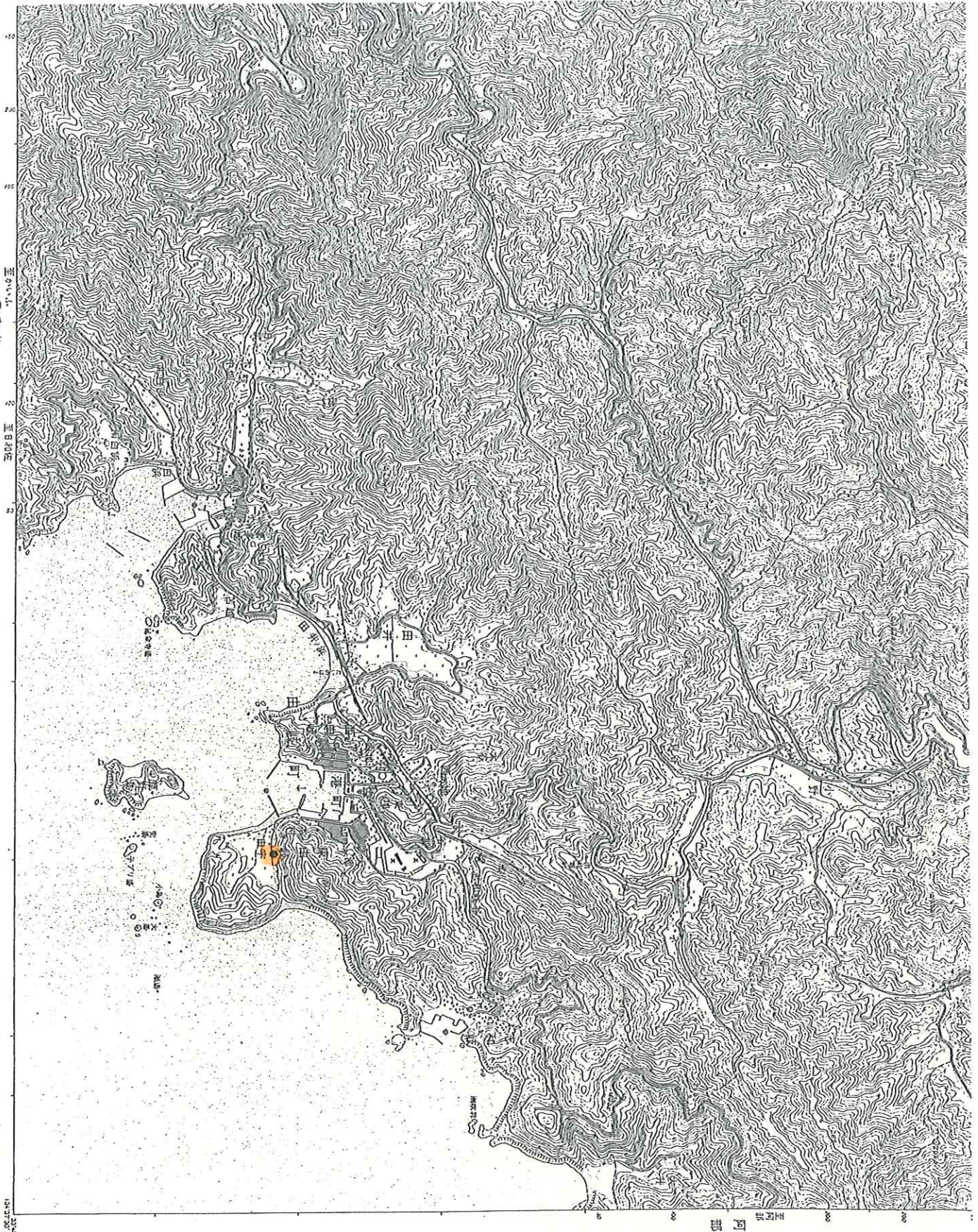
(平一七条例五一・一部改正)

(解除)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除には、第九条第二項および第五項の規定を、前項の場合には、第九条第四項および第五項の規定を準用する。





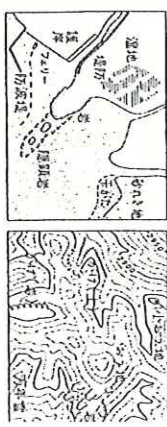
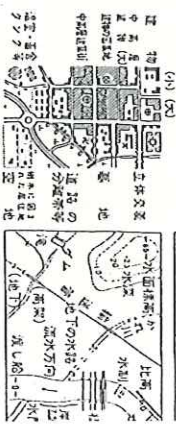
至の山 日和佐

至日和佐

134°20'

至の山 日和佐

特定地区界	茶畑	の地
433三角点	標高の	相対的
5電子水準	標高	標高
0311水準	標高	標高
0311水準	標高	標高



1. 投影はユニバーサルメルカトル図法、標準帯は東53帯、中央子午線は東経135°
2. 右上の数字は地域メッシュコード
3. 図中に付した短線は景観保護地区1分ごとの目盛、青(緑は原野と重複する場合)は景観地域メッシュの目盛
4. 両者の変換は東京湾の平均海面、等高線の間隔は10メートル
5. 方位方位は真値約6°30'
6. 図式は昭和61年1:25,000地形図式

索引図

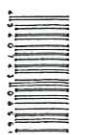
阿波	阿波	阿波
阿波	阿波	阿波
阿波	阿波	阿波
阿波	阿波	阿波

- 徳島県
- A. 阿波市 1. 高松市 2. 高松市
- B. 阿波市 3. 高松市 4. 高松市
- C. 阿波市 3. 高松市 4. 高松市

82年44年測量  
82年61年修正測量  
1. 使用した空中写真に82年60年4月撮影  
2. 現地調査は82年61年7月実施  
平成10年部分修正測量

1:25,000 阿波由岐

著作権所有兼発行者 国土地理院 許可なく複製を禁ず  
平成12年11月1日発行(3色刷) 1刷







「徳島の文化財」(平成19年3月)より



平成26年7月29日撮影



平成26年7月29日撮影  
樹幹北東側



平成26年7月29日撮影  
樹皮の南西側内部





美日公第420号  
平成26年12月12日

徳島県教育委員会 教育長 殿

美波町教育委員会  
教育長 寺内 康博



徳島県指定天然記念物「由岐貴井神社のハマセンダン」の  
枯死について(報告)

このことについて、別添のとおりです。

# 意見書

昭和60年4月12日に県指定天然記念物を受けた「由岐貴井神社のハマセンダン」については、平成21年に樹木医の現地調査診断を受けました。樹勢の回復は不可能と診断されましたが、発芽等を期待し、施肥し現状観察を行ってまいりましたが、回復ができなかったようなので、県指定文化財解除もやむをえないと考えます。

当該本樹は、住民に長年親しまれていましたので、写真や株の一部を公民館等で展示鑑賞できるよう保存したいと考えております。

平成26年12月12日

美波町教育委員会

教育長 寺内 康博





## 県指定天然記念物「由岐貴井神社のハマセンダン」の保護対策と経緯について

由岐貴井神社のハマセンダンは、昭和60年4月12日に県指定天然記念物に指定される。樹勢旺盛な頃は、幹周り3.62m、樹幹は地上8m付近から2分岐し、太い方はさらに南北方向に2分枝して多数の枝を分かちながら上方に伸びている。枝張は、東へ約11m、北へ約7.5mであった。

平成20年度に樹木医による現地調査診断をうけ、樹勢の回復は不可能と判断されるも、わずかな葉の着生と樹木付近の広葉樹の中で生育していることから施肥、観察をするも回復することもなく、現在に至り、指定解除もやむをえないと考える。

### 平成21～22年

樹木医の現地調査実施。樹勢の回復は、不可能との判断があるものの、わずかな葉の着生と樹木付近の広葉樹の中で生育していることが記載されているので、施肥を実施し経過を観察する。

### 平成22年～23年度

年1回程度、文化財の巡視とともに様子を見る

### 平成26年

徳島県教育委員会教育文化政策課職員及び美波町教育委員会職員が、現地を確認し調査をおこない、県指定天然記念物には、難しいと判断する。

